

議案第 36 号

橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例について

橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めた
いので、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例

橋本市消防手数料条例(平成 22 年橋本市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(手数料の減免)</p> <p>第 4 条 市長は、<u>第 2 条第 1 号に規定する事務に係る手数料のうち、地震、風水害等による被災に伴う消防法第 10 条第 1 項ただし書の規定に基づく承認申請に対する審査については、当該手数料を免除するものとする。</u></p> <p>2 市長は、第 2 条第 5 号に規定する事務に係る手数料のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、当該手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(手数料の減免)</p> <p>第 4 条</p> <p>市長は、第 2 条第 5 号に規定する事務に係る手数料のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、当該手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。